

10月1日から窓口の開庁時間短縮を正式にスタートします

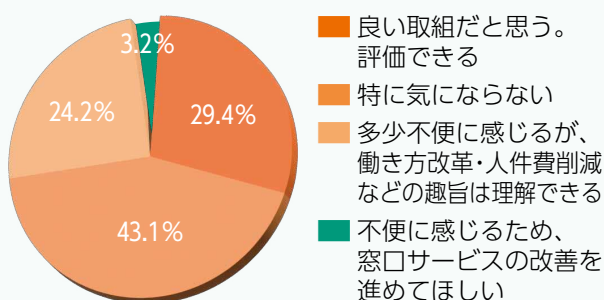
業務改善などの時間確保による住民サービスの向上に向けた取り組みの推進や職員の働き方改革などを目的として、6月から窓口開庁時間の短縮を試行的に実施してきました。この試行期間中に実施した来庁者の皆さんと職員のアンケート結果や効果検証を踏まえ、10月1日(木)より正式にスタートします。皆様のご理解とご協力をお願いします。



▲詳細

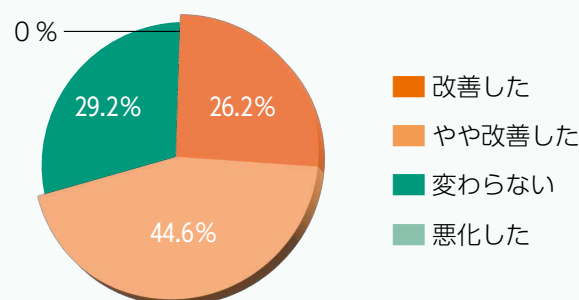
● 来庁者アンケート

「窓口開庁時間を短縮する取組についてどのように感じますか」という問いに対し、約9割以上の方が肯定的・理解できると回答がありました。



● 職員アンケート

「窓口対応と事務処理の時間が明確に分かれることで、事務作業の効率が上がりましたか」という問いに対し、約7割の職員が改善した・やや改善したと回答しました。



● 開庁時間短縮の概要

開始日	10月1日(木)から
開庁時間	9:00～16:30 ※電話の受付時間と職員の勤務時間は変わりません。(8:30～17:15)
対象施設	役場本館・西館・北館、防災センター、健康づくりセンター（健康増進課のみ）、南部地区センター

※内容は試行期間と変更ありません。

平日の日中にお越しいただくことが難しい方は、住民窓口課の一部の窓口業務を延長・休日開庁していますのでご利用ください。

マイナンバーカードの利用でコンビニでも住民票などの発行ができます！



①窓口業務延長（毎週水曜日） 16:30～18:30

②休日開庁（毎月第2土曜日） 9:00～16:30

※①、②は通常の業務と取り扱い業務が異なります。
詳細は、ホームページをご確認ください。



▲詳細

☎ 行政課 989-5500